

学校図書館法の一部を改正する法律案要綱

- 一 大学に加え、新たに大学以外の教育機関が、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができることとする。 (第五条第三項関係)
- 二 司書教諭の設置についての猶予期間を、政令で定める規模以下の学校を除き、平成十五年三月三十一日までの間とする。 (附則第二項関係)